

平成22年度第1回岡山県障害者施策推進協議会 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時 平成22年6月29日(金) 14:00～17:00
- 2 場所 ピュアリティまきび 2階孔雀の間
- 3 出席委員名 (計15名、敬称略)
綾部 小百合、小田 眞弓、片岡 美佐子、(代理出席) 猶村 勲、小池 将文、坂本 啓治、徳弘 昭博、永井 美代子、中島 洋子、永田 恵子、中山 芳樹、福島 忠雄、宗高 弘子、森脇 久紀、(代理出席) 三宅 健
- 4 出席臨時委員名 (計5名、敬称略)
伊丹 英徳、堀部 徹、増岡 衣里、宮本 陽子、安井 直人
(※堀部臨時委員、増岡臨時委員は議題2についてのみ出席)

(議事次第)

1 開会

2 部長挨拶要旨

本日は、大変お忙しい中、岡山県障害者施策推進協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日御出席の委員の皆様方には、日ごろから保健福祉行政の推進に格別の御理解・御協力をいただいているところでございます。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。本協議会の委員につきましては、この6月1日に改選が行われておりますけれど、今回の改選では、障害のある方ご本人の枠を2名増やしまして、3名といたしますとともに、公募方式により選任することといたしました。その結果、定員の5倍近い応募をいただきまして、私も面接でいろいろとお話を聞かせていただきましたけれども、改めて障害のある方の関心の高さを認識をいたしましたところでございます。委員に選ばれました3名の方には、是非、障害のある方の立場から積極的に御提言等をいただければと思っております。また、今年度は岡山県障害者長期計画の改訂等に向けまして、幅広い分野から御意見をお伺いするため、5名の臨時委員の方に御参加をいただくことになりました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は、今年度第1回目の協議会ということになりますが、お手元の議事次第にありますとおり、第2期岡山県障害者計画(仮称)の策定方針、また、パーキングパーミット制度の導入の2点につきまして、御協議をいただく予定となっております。いずれも本県の障害福祉施策を充実させて行く上で、重要な議題でございます。是非、委員の皆さんの忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、しっかりと施策に反映させていきたいと考えております。委員の皆さんの活発な御議論によりまして、本日の会議を実り多いものにしていただきますよう、お願ひを申し上げます、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 会長の選任

(委員の互選により、小池将文委員が会長に選任された。)

◆会長

川崎医療福祉大学で副学長をやっております小池でございます。先の国会の終了直前に障害者自立支援法の改正案が流れてしまい、また、障害者の福祉をどうしていくかという大切な問題を議論しないままに次から次へと首長が替わったりしています。障害者自立支援法を含め、これからの障害者福祉がどうなっていくのかがはっきりしない中で、岡山県としてどのように取り組んでいくのか、また、長期計画の見直しをどのようにするのかといったことについて、皆さんの忌憚のない御意見を出していただき、いろいろと議論伯仲させながら、いいものを作り上げていきたいと思っておりますので、どうか御協力方よろしく申し上げます。

4 議事概要

○岡山県障害者施策推進協議会の公開について

◆会長

議事に入ります前に、本協議会の会議の公開について、委員の皆様にお諮りをさせていただきます。事務局から説明願います。

◇古南障害福祉課長

(資料1に基づき説明)

◆会長

よほどプライバシーに関わる事項を審議するというでない限りは原則公開する方針であるということで、この会議も公開したいとのことですが、何か御意見はございますか。

◆全委員

(特に意見なし)

◆会長

特にないようですので、この会議は公開するというので、進めていくことにさせていただきます。

<議題1>第2期岡山県障害者計画(仮称)の策定方針について

◆会長

それでは、議事の方に入っていきます。議事の第2期岡山県障害者計画(仮称)の策定方針についてということで、事務局の方から御説明願います。

◇古南障害福祉課長

(資料2に基づき説明)

◇障害福祉課迫田副参事
(資料3に基づき説明)

◆会長

新しく策定する障害者計画の考え方と理念、構成について説明がありました。また、計画を作っていく上で参考とするアンケート調査結果について、事務局から説明がありましたが、これについて、何か御質問がありましたら御発言いただきたいと思えます。これから作ろうとする計画の位置付けには、わかりにくい面があります。その原因のひとつは、基本法がやたらとたくさんできたことにあります。今までは国の官僚の作った法律が、法律のほとんどを占めていましたが、議員立法により基本法ができるようになりました。そうするとそこに必ず計画を入れるようになりました。災害対策基本法ができれば防災計画を策定することになり、そこに障害者対策をどうするかということが盛り込まれることとなります。また、健康問題や医療計画、あるいは子育て支援でも障害児支援を盛り込んでいます。それぞれ期限が来れば改訂版を策定するということとなりますので、これだけ行政が計画づくりにエネルギーを取られて良いのかと思うぐらい計画があります。障害者計画は、障害者基本法の中に位置付けられており、これは全省庁が入ったもので、厚生労働省の障害者に対するいろいろなサービスが中心ではありますが、そのほかに交通機関のバリアフリーであるとか、障害児教育の問題であるとか、障害者に係る施策全てを盛り込んだ計画です。最初は方針だけの計画であったはずなのですが、当時、行政がお題目みたいな計画を作ってもしかたがないということで、高齢者についてゴールドプランができ、子どもの関係でエンゼルプランができました。これらは、行政計画としては画期的な数値目標を入れた計画であったわけです。その結果、障害者計画についても、基本方針を定めた計画に数値目標の入った実施計画を作ることになったわけです。ところが、障害者自立支援法ができたときに、介護保険の手法を取り入れて計画を作ることになりました。介護保険では、どういう施設をどれだけ作るとか、どういうサービスをどれだけ充実させるということについて、数値目標をきちっと定めた事業計画を作ったわけですが、同じ手法を障害者自立支援法の中に取り込んで、障害福祉サービスについての計画を作ることになったわけです。このため、基本計画と実施計画がセットになった障害者計画のうち、障害福祉サービスに関する部分などが障害者自立支援法の中に移って行くことになりました。残ったものだけで実施計画の数値目標を策定するという方向もあり得るのですが、道路をどれだけバリアフリーにするとか、教育についてどういう形で進めていくかということはそれぞれの分野で計画的にやっていけば良いので、障害福祉サービスなどを除いた部分だけで数値目標を設定する必要はなく、また、障害者計画の中に基本計画と実施計画をセットに入れていく必要もないので、今回の障害者計画はできるだけ数値目標を入れないという考え方で策定して行こうということなのです。そういうものは個別の分野の計画の中で対応した方がすっきりするということであると思えます。障害者計画というのは、障害者に関わるあらゆる分野のことを取り込

んだ計画ということになりますので、その中に数値目標を入れていくことになれば、様々な調整が必要になるし、それぞれの分野がそれぞれ計画を有しているので、二重の作業を行うことになりかねない。この計画では、施策の方向性を明示していきたいということです。こういう方向性について何か御質問とか御意見とかあれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◆委員

基本的な見直しの考え方については、私もこれで賛成したいと思ひます。全体を分かりやすくするとか、調査の結果を反映させるとか、目標についても他の計画で目標設定されているので、ここではあえて書かないというのも良いかと思ひます。ただ、基本的な考え方の問題で、いくつか質問と意見を言っていきたいのですが、アンケートの結果を見させていただきまして、理解が不足している、障害を持った人たちから見ても、社会の理解が薄いのではないかと、また、県民の皆さんから見ても差別などもあるという回答でした。そういう点から考えれば、計画の基本理念のところ、その問題をどうするかという考え方もきちっと書き込むべきではないかと思ひます。と言ひますのも、国の方では障害を理由とする差別の禁止法ということも検討されているようですし、国連の障害者権利条約の中にもそのことを明記されていることなどを考えますと、そのことを書くべきだと思ひますし、それから、体系の中の啓発・広報の中にそのあたりのことが入るのかなと思ひますが、人権問題・差別禁止ということも小項目のひとつとして入れる必要があると思ひます。それと体系の考え方についてですが、以前に比べて数を少なくまとめたということだと思ひますが、2番目の生活支援という標題が気になります。内容から見れば生活支援ということなのかも知れませんが、以前は福祉ということで項目分けがされていたと思ひます。福祉と書いて、それ以外のことも盛り込んでいたと思ひます。福祉以外のことも盛り込むために、生活支援という言葉に変えるということなのかと思ひますが、福祉という言葉が持つ意味を考えれば、ここから福祉という言葉をと落としてしまっているのかという思いを強くしています。福祉と生活支援とでは意味合いが違ふと思ひますし、全体が福祉だと言へばそれまでなのですが、ここの中にも福祉、あるいは総合福祉という言葉で表記をする方が良いと私は思ひますが、これについて他の委員の方の意見を聞きたいと思ひます。もうひとつは、教育・育成の分野で、前回の計画の中にも盛り込まれていないのですが、学童の放課後をどうするかという問題があります。学校が終わって、障害のない子どもたちは地域の学童保育に行く場合が多いのですが、障害のある子どもたちが受け入れられないというところがあります。最近、学童保育の理解が進み、また、体制も進んできており、補助金を加算するなどの取組により受入れが進んできているのですが、定数の関係で入れない、あるいは、どこかに預かって欲しいと思っても、施設や預かってもらえるところがないということで、親御さんたちが大変苦勞しているというのが実態です。放課後の部分は、教育の方が責任を持つのか、それとも保健福祉の方が責任を持つのかという部分もあり、難しいところだとは思ひますが、その当たりをどうするかということについて、サービスを充実させていくという観点から

書き込む必要があるのかなという感想を持ちました。とりあえず以上です。

◆会長

計画の基本理念のところ人权の問題を書くべきということについてですが、自立の支援の隣に主体的な選択の尊重ということが横並びで書かれています。アメリカで自立生活運動が展開されたことがあったのですが、それまでの自立というのは、経済的自立と身辺自立が自立という意味だと思われていました。アメリカの運動における自立の意味というのは、自己決定、自己選択できることが自立であるということであり、これを広めるための運動が展開されたわけです。障害者福祉の中で自立というのは自己決定、自分のことは自分で決めることであるとされ、日本においても自立生活運動は、脳性まひの人達が運動を展開していったわけです。しかし、自立という言葉はその場その場で異なった意味で使われており、経済的自立の意味で使われることもあれば、障害者も働けるようにすることが自立だというとらえ方をする場合もあります。また、正にここに書いてある主体的な選択の尊重というのが、自立であるというとらえ方をする場合もあります。自立という意味があいまいになっており、自立の支援というだけで済むものではなく、基本的には個人の尊厳の尊重ということが重要です。自立の支援と主体的な選択の尊重という2本柱を立てたときに、自立とは何かということがはっきりと説明できないと同じレベルで立てる項目にならないのではないかと感じています。項目の中の教育のところですが、放課後の児童の問題の中で障害のある子どもたちを、実際にどうやって受け入れていくのか、学童保育で受け入れるところもありますが、障害の特性を正しく把握することが現実にはなかなか難しく、いろいろな問題があると思われまます。受け入れているところには、専門的な対応をしているところと、個々の学童保育で対応しているところがあると思われまます。児童の受入れはずっと続けていく必要があると思われまます。また、福祉という言葉をもどのように取扱うのか、身体障害者福祉法から障害者自立支援法へ、老人福祉法から介護保険法へと移行が進んでおり、身体障害者福祉法も老人福祉法も法律は残っているものの、ほんのささやかな役割しか有していません。何となく福祉というのは従来の措置制度の中の、いわば行政が助けてあげるものという位置付けとなっているように思われまます。従来の保護とか援助とかといった言葉が法律の中からどんどん消えて行っています。サービス提供者と利用者が対等な関係にあるということで、措置の時代の保護とか指導といった言葉は、上から目線的な援助してあげるというイメージがあるということからなのか、できるだけ対等な関係性を表す言葉へと変わって行っています。援助が支援に変わり、保護もなくなりつつあります。そういう中で福祉という言葉も、何となく上から助けてあげるというイメージがあって使いにくいのか、使われなくなって来ています。福祉の原語のウェルフェアという言葉も、ウェル・ビーイングに変わってきています。この辺は感覚の問題なので難しいのですが、本来は自立とは何か、福祉とは何かということをきちっと定義して、使っていくべきなのですが、その辺が必ずしも明確ではありません。言葉の問題なので難しいのですが、障害者という言葉にしても、政府の会議ではひらがなのがいにしてはいますが、中に出てくる用語は法律上の

用語もあるので、必ずしも統一されていません。害虫とか迫害というマイナスイメージしかない「害」という言葉を一定の集団に当てるのはおかしいという議論は昔からあったのですが、なかなか適切な言葉が見つからない。漢字の言葉の一部分のみをひらがなで書いてそれで良いのかという意見もあり、また、石偏の「碍」を使うために常用漢字に入れる入れないの議論もあつたりとか、市町村とか地方の計画の中でも「害」の字を使わないようにしたり、課の名前を障害の害をひらがなにしたりする市町村もあつたりするのですが、あまり言葉狩りのような形でそのことについて議論するのはいかがなものかという気もします。当事者の方々にとってこのような字を当てられるのは、気分の良いものではないと感じられることもあると思うのですが、それではどのように改めたら良いのかということになります。これは外国でも議論のあるところで、「パーソン・ウィズ・ディスアビリティ」という言葉が用いられており、「障害を持っている人」と訳されますが、ウィズを持つと訳すと意思が入っているような意味が加わり、持ちたくて持っているわけではないと言う人もいます。文部科学省などで使っているのは、「障害のある人」という状況を示す言葉を用いています。言葉の問題は難しいのですが、生活支援のところは国の示した項目になっているのでしょうか。

◇古南障害福祉課長

国の平成24年度までを計画期間とする障害者基本計画では、生活支援という言葉を用いています。この国の計画に倣って生活支援とさせていただきました。福祉という言葉には、会長がおっしゃられたような意味を感じられる方もいらっしゃると思いますが、障害福祉サービスなど福祉の言葉を用いている部分もあります。ここで生活支援という言葉を用いたのは、国の障害者基本計画に合わせたということです。

◆会長

こういった点も含めて御意見があれば、伺いたいと思います。

◆委員

事務局にお尋ねします。資料2の3ページの主体的な選択の尊重のところは情報ということが書かれていますが、精神障害で入院している人に対する情報が少ないと感じています。書いてあるのは、岡山県精神保健福祉センターということだけです。後には何も書いていない。もっともっと入院者に情報を提供していただければ、いろんな知恵が出て、入院から退院へ持って行けるはずなのですが、何もつかみどころがない。どこに行っても何を聞けばよいのか分からない。かと言って、病院の中でもなかなか言ってもらえない。情報をもっともっと出して欲しいと思います。もう一点は、自己決定ということです。自己決定はキーワードになると思うのですが、精神障害者の場合、措置入院、医療保護入院、任意入院とありますが、その割合が分かれば教えていただきたいと思います。私は9年間医療保護入院でいっていたが、9年も入院していると退院など考えられなくなります。あきらめてしまいます。も

し、任意入院なら自分が良くなったら退院しようと思うのですが、医療保護入院となると医療保護義務者が許可を出さないと退院できないわけですから、いくら自分が良くなっても退院できないわけです。そこに自己決定があるかという点と自己決定は全くない。その矛盾をどう考えているのだろうかと思います。参考資料4の20ページに厚生労働省の答が出ています。「現行の精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」も含め、見直すべきである。」と書いているのですが、岡山県ではこの点について、どのようにお考えなのかお聞かせください。以上です。

◇神ノ田保健福祉部長

ご指摘の点については、推進会議から現行制度の問題点として示されていることと理解しています。医療保護入院は法定事項でありますので、国の方で議論されるものと思うのですが、意見等がありましたら、国の方へ伝えるということはできると思いますので、意見等がありましたら、教えていただければ対応したいと思います。国の方でも議論がなされると思いますので、その推移を見守るとするのがひとつあると思いますし、議論の中でおかしな方向に行きそうだとすることがあれば、適切に県としての意見を伝えていくということはあるかと思っています。

◆委員

県の今の体制はどのようになっていますか。

◇神ノ田保健福祉部長

現在の体制は法律に基づいて、医療保護入院をさせるということになれば、手続きを踏んで、入院していただくと、そういうことになるとは思います。その手続き上、問題があれば、適切に対処しなければいけないと思いますが、制度上、そういうことになっています。

◆委員

制度としては分かるのですが、長い間医療保護入院にずっと置かれるわけです。それを任意入院に持ち上げてくれるようなドクターや家族の協力があれば、任意入院になるのです。それが全くないのです。そのため、30年から40年も医療保護入院している人がいっぱいいるわけです。

◇古南障害福祉課長

さきほど20ページの問題意識として提示されたものについて、今日、6月29日の午前中に障がい者制度推進本部会議が国で開催されて、基本的な方向について決定されたと同っています。その中で、医療の部分については、精神障害のある人に対する強制入院、医療介入といった保護者制度のあり方についても見直しの検討を行い、平成24年以内に結論を得て、改革の方向に持っていこうとするものと思われまます。さきほど部長からも申し上げましたが、法制度の改革なので、県の方が

ら伝えるべきものがあれば伝えていくという姿勢で臨みたいと思います。

◆会長

そのほか何かあればお願いします。

◆委員

アンケート調査についてですが、このアンケート調査結果をもとに第2期岡山県障害者計画（仮称）を策定されるとのことですが、県民の意識調査の中で否定的な意見が多かったということが私は残念に思います。これについて、障害のある人へのアンケートとして発達障害のある人はどの項目で入っているのか、それとも入っていないのか。そのへんのことをお聞きしたいのですか。

◇障害福祉課迫田副参事

今回の調査は、障害のある人の団体を通じて調査票を配付させていただいており、発達障害のある方については、療育手帳をお持ちの方の場合は知的障害の団体から、精神障害の団体に参加されておられれば、精神障害の団体から調査票が配付されているということがあるかと思われませんが、発達障害の団体に直接お願いしておりませんでしたので、発達障害のある方のもとへ多数の調査票が行くということにはなかったかも知れないと認識しております。

◆委員

県民の意識調査の中で発達障害について触れられているが、当事者へアンケート調査票がわたっているのかいないのか。私はそのへんのことのはっきりしないのが、すごく残念です。では発達障害の位置付けはどこにあるのかということがすごく不安であるし、やはりそういう方たちの思いを行政の方が組んでいただきたいなという思いがすごくあったので、質問させていただきました。

◆会長

発達障害者支援法ができたのですが、どういう形でそういう方たちを支援していくかという仕組みが十分にできていないということがあり、この計画を作っていく過程で十分に議論していきたいと思います。

◇古南障害福祉課長

先ほどの障害者に対する基本的な理解が不足しているという点につきましては、基本理念や施策の体系の中でそういうところを充実させていくようなことを考えております。そういうアンケート結果を踏まえた上で記述し、方向性を出すようにしたいと思います。それから、教育とか育成の部分で学校が終わってから夕方までの間をどうするかという問題については、障害者福祉施策が整うまでの法ということで、いわゆる、つなぎ法案が提出されていましたが、その中でデイサービスを24年からやるような形になっていたのですが、廃案になりました。そういうものを課

題として認識してとりあげておきたいと思います。

<議題2>岡山県パーキングパーミット制度（仮称）の導入について

◆会長

パーキングパーミット制度の導入について、事務局の方で説明をお願いします。

◇古南障害福祉課長

（資料4に基づき説明）

◆会長

良い制度、障害のある人たちのための制度です。岡山県があまり最後の方で導入ということにならないように、ぜひ、実現したらいいのではないかと思いますので、どうぞ、交付対象者をどういう風にするかというのと有効期限を中心にご意見などを出していただきたいと思います。

◆委員

趣旨なんですけれど、移動に困難があるか、または知的障害者の方のように安全確保というか移動上、非常に注意を要する方に発行するという事で、非常によく分かります。しかし、例えば発達障害を外してありますが、発達障害のお子さんが幼児期ですね、飛び出してしまうとか危険な状態であるとかということで、お母さんが連れて歩けない状態が生ずる時期があります。でも、その時期は、大きくなると少しずつ良くなってくるのですけれども、療育手帳も取っていないし、精神保健福祉手帳も取れないし、だけど、振り返ってみると、3歳、5歳くらいまでは非常に大変です。大きくなると良くなって来るので、発達障害全部に必要ということではないと思いますけれど、非常に多動で、行動の制御が出来ない時期で、かつお母さんがお困りの時期ですね、期間限定でうまいこと交付してあげられるようなことが出来ないものか、ご検討いただいたらどうかと思いました。

◆会長

はい、よその県で、発達障害を入れている県が、鳥取県だけなのですかね。手帳がないのですから、どういう形で認定するかっていうのは、なかなか難しいのか、難しくもないのか、「期間限定で」という風な形で精神科医が認定できるのですかね。さっき言われたようにちっちゃい頃は多動で、あっちこっち飛び出したり、動き回ったりという特性が発達障害にあるとなると、そういう子ども達は、移動するのにお母さんが車で連れて行かないと、道を歩いていくのは非常に危険だという状況が一般的にあるので、対象に入れてあげたらいいと思います。ちょっと分からないんですけど、まあ、おそらく鳥取以外は対象にしていないのは、なかなか“障害のある人”という判定が出来る精神科医が非常に少ないとか、そういう必要性を議論として検討する場にそういう関係の人がいなかったために、議論から外れたのか

などと思います。これについては、県の方はどういうご見解ですか。

◇障害福祉課矢吹総括参事

他県の例なんですけれども、鳥取県が導入されまして、鳥取県以降に導入された県も検討されたと聞いています。なぜ、導入しなかったのかということをお聞きすると、線引きが難しかったという回答でございました。鳥取県の方は「医師の方の診断がいただければ、発行」という条件にされていまし、去年の10月1日から制度を導入しまして、今、お二人交付されているそうです。ですからその意味では、まあ、他県の例でいくと線引きということで外しているの、それは、やっぱり専門家の方の意見等もお聞きながら、岡山県も検討していければと考えております。

◇古南障害福祉課長

ちょっと説明の中でも申しましたけれども、駐車場が限りある中で、本当は多分、歩行が困難ということなので、足が不自由な方であるとか肢体不自由の方、そういった方が一番利用を求められている方なんじゃないかなという風に思います。だから制度をスタートさせる時点でどのくらいを対象者にした方がいいのかなという観点、発達障害者の方が多いという現実があれば、広げるのは比較的簡単なんですけど、一旦、広げた分を縮めるっていうことはなかなか難しいなというのがございます、また、窓口で混乱が起きないように制度に出来るだけしておきたいという観点でご議論いただけたらありがたいなと思います。

◆会長

はい、その他、この対象者について何かありませんか。

◆委員

対象者の件なんですけど、資料の4ページの中で、今、おっしゃられたのは、「ご本人以外の方に許可を」という部分ですよね。発達障害児のかたの親御さんに出してくださいよという話ですよね。それで、これは4ページの部分から言うと、新たな範疇といいますか、ここに書いているのはご本人に交付ということですよ。

◇障害福祉課矢吹総括参事

補足ですが、この部分に書いているのは、制度を申請できる方はこういう方で、該当する方が同乗していれば、使用できるということで、運転をされる方が別でも、構いません。例えば特定疾患の受給者なんかは、小児医療の対象者も全国的に対象となっているんですけど、免許証が出てない方もたくさんいます。

◆委員

それで皆さん理解できたと思うんです。それをはっきり言ってもらわないと。免許証を持っていて、こういう障害を持っている方だったらパーキングパーミットに該当しますよとそういうわけではないんですよ。ですから、介護とか1～5まで

や1以上にと各県がなっています。ですから、今、委員がおっしゃった部分については、本人が運転者でなくてもいい部分の中にいれていただければ、医師の診断書があれば、それは他の認定の部分と照らし合わせても、そうおかしな認定ではないと思いますので、是非私は発達障害の方をいれてあげれば良いと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

◆会長

はい、その他ありませんか。はい、どうぞ。

◆委員

私は視覚障害者の団体なんですけど、視覚障害者は自分で運転することはまずないので、これは家族以外の方が運転しても、視覚障害者が認定されていればどの車に乗っていても有効なんですか。後、高齢者は要介護1ということになっているんですけど、視覚障害者の場合は介護認定を受けても要支援1とか2とかの人が多いんですけど、その場合に障害をもっていることが優先されるのですか。

◇障害福祉課矢吹総括参事

外からみて利用証がわかればいいという中で、運転者までは限定しておらず、現実判断がつかないので、利用する方としては、許可証を持っている方がいればどなたが運転してもいいと現実的にはなっています。それと、障害区分と高齢者介護認定の件ですが、要件に該当していればいいということなので、障害の場合でしたら、身体障害のある方の要件に該当すれば交付されますし、どちらの要件にも該当しない、例えば高齢者でも該当しない、身体障害のある方の要件でも該当しない場合は交付されませんが、どちらかに該当していれば、どちらかが優先ということではなくて、交付されます。

◆委員

難病者っていうのは特定疾患の50疾病ですか。それとも研究対象になっている128とかなんかある難病の疾患のどちらですか。

◇古南障害福祉課長

研究対象は100いくつあるんですけど、医療受給者証の56の疾患が対象です。

◆委員

岡山県にパーキングパーミット制度が導入されるということは、大変良いことだと思います。ところで、ここに書いているように、今までのバリアフリー新法や岡山県福祉のまちづくり条例によって車いす使用者駐車場っていう制度がありましたけども、この制度の場合と比べて今回は対象者がものすごく広がるということになるのでしょうか。

◇障害福祉課矢吹総括参事

まず第1点の条例と法律の対象者なのですが、これははっきり明示されていないんですが、国土交通省などのマニュアルによりますと、障害者・妊産婦・高齢者といった幅広い範疇の方が使用できるようになっています。今回はその中でも何級までとか介護の何級とか限定することで、部分的に狭めることになると思います。

◆委員

今までよりも逆に狭められる可能性もあるということですね。それで、そういうことを前提にして、私ケアマネージャーですので、高齢者のことについて発言させていただきます。今、要介護認定はものすごく動いています。基本的に新規認定6ヶ月、更新でも2年までとなっていて、大変動きやすい面があるので、むしろ移動や歩行困難という状況があれば幅が広がってしまうのかもしれませんが、事務手続き上煩雑にならないことを重視するのであれば、要介護1～5という基準を設けることが、逆に事務手続き上煩雑になる可能性があるのではないかと思います。

◆会長

ということは、高齢者みんなOKにすれば良いということでしょうか。

◆委員

というより、この資料の中の歩行困難な方、歩行に介助者の特別な注意が必要な方というのは、要介護・要支援かかわらず、そういった証明が取れば、あるいはケアマネージャーの簡単なチェック様式とかあれば、そちらのほうが判断しやすいのでは。ということです。逆に要介護1取っているのに、要支援になった場合はどうするのかといった色々な質問がでてきてしまいますので、受付のところで煩雑さが生じるのではないかと思います。介護保険は特殊で、動いていますので事務手続き上煩雑にならないかなと危惧しています。

◆会長

これについては事務局の方向がありますか。

◇障害福祉課矢吹総括参事

事務手続きの話でいきますと、最初説明で言いましたが、例えば市町村なんかこれから協力を依頼するときに窓口で混乱をきたさないというのが条件ですので、これについてはここで意見も聞きながら、そういった実態も確認しながら検討したいと思っています。それと、ちょっと補則になるんですが、佐賀県が制度導入しまして、今この制度がすごく広がってきて、本来の駐車場が足らなくなった状況があり、2.5m以上の駐車スペースも含めましょうとなっています。一方鹿児島県は、本来一番ハンディのある方の駐車を認めないといけないので、要件を厳しくしている面があります。岡山県は鳥取県や島根県との相互乗り入れを考えているので似た

制度にしているんですけども、そういった点を再度含めてご検討いただけたらありがたいと思います。

◆会長

はい、本来障害のある人・高齢者に配慮するということがあつて、車いすマークを置いているんですけど、実際にはそういうマークを簡単にあちこちで入手することができて、まったく障害のない方がそのマークを置いて障害者の駐車スペースのところ駐車している問題があるので、本当に必要な人がきちっと使えるような仕組みにしようという事で、あちこちで制度を導入しています。さっき言ったように、本当に必要な人がちゃんと使えるような仕組みにしましょう、必要な人をどこまで広げるかということで、できるだけ幅広く取ると、実際使おうと思ったらみんなが使っていて、空きがなかったという事態にもなりかねないし、逆に狭めすぎると、せっかく駐車場を用意しているのに施設を活用されないという問題が起きます。その辺のバランスを考えて対象者を決めとかなないと、あまり広くすると本当に移動に困難で、そういう駐車場を使わないと困る人がいるのに、そういう人が使えなくなったのでは、問題になってくるということと、できるだけこれから近県と広島はまだ導入してないんですけど、中国地方・四国地方で足並みをそろえておいた方が相互乗り入れをするときにしやすい、鳥取でもらった交付証で岡山でも駐車できると、そういうことを考えると範囲をできるだけ近県では統一した方がいいということもあろうかと思いますが。そういうのを含めて色々議論してほしいと思います。今出ているのは高齢者の問題・発達障害の問題。できればこの委員会としては、別に結論を出すということではなく、まだパブリックコメントを取って県が最終的に決めていくんですけども、こういうふうにしてほしいという要望をだしていただきたいと思います。はい、どうぞ。

◆委員

すいません。一時的に歩行が困難な方の妊産婦のところなんですけど、対象が妊娠7ヶ月からとなっています。これは最初にされた佐賀県が7ヶ月となっているので各県が7ヶ月にしているのかなと思ったんですが、例えば妊娠7ヶ月というのが二人目の子どもの場合、私の経験なんですけど、上の子どもをベビーカーに乗せて買い物に行くことが一番困りました。一人目の場合は、お腹の中にいるので、自分一人で動けばいいんですけど、上の子どもがいると車からベビーカーを降ろして、大きなお腹をかばいながらベビーカーを押したのが一番大変でした。そこらへんをどう思われているかお伺いしたいです。

◇古南障害福祉課長

2回目の妊娠でも、上に子どもがおられても、お腹の子どもが妊娠7ヶ月になっていれば次の許可証が交付されるんですけど、そういう形では不都合ということでしょうか。

◆委員

7ヶ月であろうと、5ヶ月であろうと本人がしんどい時に本人が申請すれば許可証を交付するほうが良いと思うのですが、例えば福井県では母子手帳取得時となっているんですけど、他の県、例えば長崎県なんかでは歩行困難時から乳児の首がすわるまでとなっていますが、他は妊娠7ヶ月からになっているのはどういう理由なのかと思いました。

◇障害福祉課矢吹総括参事

佐賀県がどうして妊娠7ヶ月になっているかは詳しく聞いてないのですが、他県は佐賀県の要件をベースにしています。補足すると、鳥取県は産後1年半なんですけど、鳥取県の場合は、子どもが同乗している場合に限るという条件がついているそうです。島根県は産後1年なんですけど、そういう条件はついてないそうです。

◆委員

それともう1つすみません。3ページに交付方法とあるんですが、例えば妊娠して上の子がいるのに交付窓口まで行かないといけないのが大変なのではないかなと思います。妊産婦にかぎらないとおもうんですけど。例えば、今だったらパソコンや携帯はどうかと思うんですけど、そこから申請できるような、申請の簡素化っていう方法はないんですか。足を運ばないといけないんですか。

◇障害福祉課矢吹総括参事

今、その点で問題になっていることが1つあります。電子申請を認めている県が1県あるんですけど、郵送での申請も認めていまして、郵送では140円の郵送料がかかるんですけど、電子申請の場合はお金のいい取得法がありません。他県の例では公平性を期すといった理由等で郵送だけになっています。

◆委員

岡山県としては一応電子申請を考えられているんですか。

◇古南障害福祉課長

先ほど説明したように、窓口に来ていただくのが一番なんですけど、郵送で返信用の郵送料をご負担していただければ郵送での申請は考えています。電子申請はさきほどいった問題があるので電子申請はしないでおこうかなと考えています。

◇委員

この制度は、障害のある人たちがいろんな町へ移動したり、いろんな所へ行けてすごくいい制度だと思います。今までは利用する観点で話していたんですが、施設側にどのようなアクションをされるのか、それから今想定しているのは、施設に何%くらいのこういうスペースを確保しようと考えているのか、そこら辺の数字的なものをお聞きしたいです。例えば町へ行こうと思っても、いい制度だと思っていて

も、実際行ってみると利用できなかったりすることもあるかもしれないので、実際にどのくらいスペースを確保できるとお考えなのか、そこら辺のことをお聞きしたいです。

◇古南障害福祉課長

先ほど説明したように、施設側の方と話をして協定を結ぼうと思っています。バリアフリー新法、まちづくり条例の整備基準では、例えば商業施設なんかでありますと、岡山県では100平米以上のコンビニエンスストアなどお店・物販店に1台以上の車いす使用者用駐車場、100台以上の駐車場を設けるのであれば100台を超える毎にプラス1台という形になっています。それは幅が3.5m以上ドアを開けて車いすがおろせるようなスペースの確保を求めていますので、そういう広めの駐車場を確保していただいているところとまず協定を結ぼうと思っています。ただ必ずしも車いすの必要はないけれど歩行に何らかの困難があるということであれば、普通のスペースであるけれども、比較的近い所に駐車場があるのが望ましいと思います。だから、協定の内容としては努力義務とかお願いという形になるんですけども、3.5mはなくても、普通のスペースをそれ用の優先のスペースとしてなるべく確保してくださいねということをお願いしようと思っています。しかし数は示しません。これは相手方にも経済的な負担を求めることになりますので、数は示しませんが、そういう努力をしていただこうと思っています。また、最初に説明しましたように不適切な利用がないように、監視員がおられるところは目を光らせてもらって、きちんとした表示を行っていただくということで、できるだけスペースの確保につとめていただくということをお願いしようと思っています。

◆委員

同じ身体障害でも、車いすを使っている方と使っていない方では必要とされているスペースが全然違うと思います。いろんな障害のある方が利用できるのはとてもいいことだと思うんですけど、そこら辺の区別、必要な駐車スペースがどれくらいかという区別をある程度つけないと、本当に車いすで広い駐車スペースいる方が使おうと思うと、そこがなくて、そうじゃないところしか空いてないとなったらまた困ると思います。

◇障害福祉課矢吹総括参事

今おっしゃられたことは重要なことで、岡山県もそれを検討しなければいけません。鹿児島県の例なんですけど、鹿児島県は許可証の色が異なるものを発行してまして、車いすの方は例えば黒、それ以外のかたは黄色とかいう感じにしています。そして黒色の方をなるべく優先ですということを交付時に説明していると聞いています。岡山県でもそれぞれの意見を聞いて、検討していかなければと思っています。

◆委員

せっかく車いすのスペースが確保されているのに、その上にテントを置いてもの

を売っているところがある。そういうところは、協定を結ぶ結ばないに関わらず、注意をしていただきたいと思います。

それと、私のような電動車いす等に乗っている人は、大抵は、後ろから乗降しますので、横のスペースは必要ありません。そういう区別をしてもよいのかなと思います。

◇古南障害福祉課長

車いす使用者用の駐車スペースとして設けられているのに、店の外でテントを張って物販なんかに使われている場合はどうなるのかということですよ。これは、今でもまちづくり条例やバリアフリー新法でそういうふうな設備を整えたところの義務、つまり、そこはそれの為に確保してあるので、本来の目的に使えるように施設の管理をしていただくという店の義務であり、もし本来の目的に出来ないことがあれば私どものほうからも店に指導するということをしますので、そういう情報があれば教えていただけたらと思います。後、車いすからの乗降、今の3.5mのスペースというどちらかといえば横のドアからの乗り降りを想定しているのに、今、委員がおっしゃったように、車の後ろ側から乗り降りすることまではなかなか想定していない部分があります。それはそういうご意見もあるということは十分に考慮したいと思いますが、後ろから乗り降りされるときがあるようなときは、駐車場の他のスペースを借りて、とりあえず降りて、そこの近い所に車を停めさせていただくということで、今の段階では同乗されている方なんかにご協力・理解いただきながらそういう活用していかざるを得ないのかなと思います。

◆委員

もしそういうところの色分けがあればしてもいいのかなと思います。

◇古南障害福祉課長

参考にさせていただきたいと思います。

◆会長

その他ありませんか。なかなか障害者の問題を色々考えた時に、障害者と一言でくくれない、いろんな種類の障害があり、かつ程度の差があります。こういう制度の対象になった人は色々な仕組みにのっかりやすいけれども、今出ている、発達障害とか、難病なんかもそうなんですけど、特定疾患としてまだ医療費の対象になっていない難病でも大変な難病はたくさんあるんですけど、そういう人達はこういう制度になかなかのらないというような問題があつてなかなか難しい面はあります。本当にせっかくこういうのをよその県が始めて、岡山もやろうとしているんですから、とにかくスタートさせましょう。さっきあつたように、最初から風呂敷を大きく広げると、行政をやった人は常に思うんですが、一旦対象にして後でまずいからここは外しますというのは、極めて抵抗も大きくて大変です。また、どれだけこの制度に民間の駐車場の事業者がのってくれるのか分からないし、そこで本当に一杯

になって、結局許可証をもらったけども、停められる所があんまりなかったとならないようにするためにも、小さくして少しずつ大きくしていくほうがやりやすい。確かにこれはお金のそうかかることでもないんで、あとで必要があって対象を広げようと思えばそう難しいこともないと思います。あとこういう点にぜひ配慮してほしいこういう点にぜひ配慮してほしいとか、意見があればどうぞ。

◆委員

この制度は良い制度だと思うんですね。1つは、車いす使用者用の駐車場を本当に必要でない人が利用しているのをよく見かけます。そういうことについて注意を喚起するという意味で大変良い制度だと思うんです。そして事務局の方が非常に細かな計画を立ててくださっています。他県の状況を調べながら、やってもらっていますので、先ほど会長がおっしゃられたように、この制度を今日の議論を基にして、一応大風呂敷を広げないところでスタートさせて、それから状況を判断しながら、有効に活用・使っていく方向でやっていただけたらありがたいと思います。ただこの中に出ていない問題で、発達障害がある子どもの件につきましては、事務局で再検討していただいて、是非入れていただきたいなと思います。発達障害のある子どもを抱えていらっしゃる、若いお母さんと話していますと、その子どもさんと一緒に移動するときの困難さがよくわかりますので、この辺を配慮していただけたら、大変ありがたいと思います。それからもう1点ですね、さきほどの障害者計画の案件の中にも出ていましたけども、せっかく良い制度があっても情報を掴みきれていないということが、どのアンケート調査の中にも30%以上ありました。せっかくよい制度が出来たので、本当に使わなければいけない人に情報が伝わることを考えていただきたいと思います。悪用されては困りますが、実際のところ、本当に使わないといけない人が使えていないサービスはあると思うので、この辺のご配慮をお願いしてスタートしていただけたらありがたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

◆会長

はい、その他何か発言されていない方がありますか。あと、名前の方はどうですか。一応県の案はパーキングパーミット制度（仮称）となっていて、よその県ではハートフルだの思いやりだの色々…。

◇障害福祉課矢吹総括参事

資料を見ていただくと5ページにですね、他県の例を載せさせていただいていると思うんですが、今の岡山県の「パーキングパーミット」は仮称でございまして、次回までに事務局案を整理したいと思っています。最初事務局説明の中にもあったんですが、デザインについても最後に決めていただきたいんですけど、県立大学のデザイン学部に、デザインをみってもらう中で、名称についても案を出してもらいながら、事務局案を作って最後にお伺いできたらなと思っています。

◆会長

まあいっそPRも兼ねて公募にするとか。まあそのへんはあれですけど。その他何か、ご質問とかありませんか。大分長時間に及んで、ほぼ予定していた時間になりましたけど、この際言い残したことがあれば何か。

◆委員

雇用促進協会の方で代理で来させていただいた企業の代表です。うちはA型の事業所も会社の中でやっておりまして、支援学校が実習先を確保できなくて、うちのA型の方でも1社で7人も引き受けているような状態なんです。本当に多いんです。企業で実習ってボランティアでやっているんです。7人も1社で引き受けるのは大変なことなんです。岡山県でも、もしよかったら少しでもいいんで助成金をいくらか出すとか、もう本当に引き受け先がなくて、いくらでも連れてこられるので。今企業の方も経営が圧迫しておりまして大変なんです。上の方は支援学校とか色々なことをやられるんですけど、下の方が尻すぼみで、障害者を引き受けるところがものすごく少ないです。私も全国の重度の雇用事業所の協会に入っていますが、本当に今障害者を引き受けるのが大変になっている状態のなかで、みなさんに雇ってくれ雇ってくれと言われても、どこの企業も本当に厳しい状態です。それでA型というものを作らせてもらって、みんなでたくさん、岡山県は本当に増えていると思うんです。26社くらいA型が増えていると思います。岡山県は特化した企業が半分以上やっておりますので、ここにも書かれていましたけども、A型は最賃をクリアしているところが多いと思うんです。2,000円とか3,000円とかを見た人が文句を言いまして、ちゃんとA型は払っているつもりなんですけど、福祉控除とか、なにかも一緒くたにされているので、やっぱり別にしてほしい。最賃をクリアしているはずなんですけどね。少ないところでも5万円くらい月払っているはずなんです。あと発達障害で手帳を取れない方がたくさんいらっしゃいます。発達障害の雇用も結構受けているんですけど、IQが60以下でないと手帳がないんですよね。取れないんですよね。だから企業が受け入れても何の助成もないんです。本当に普通に雇用で雇わないといけないような状態で。それではやっぱり進まないような気がするんです。県自体でどっか精神病院に行かなくても、発達障害者の手帳があるみたいによその県で聞いたことがあるんですよ。岡山県もないですか。一回聞いたことがあるんですよ。精神病院に行かなくても、何かないんですか。どっかで聞いたことがあるんですけど。それがあれば会社の方も発達障害者の就職が進むと思います。なんか考えていただけたら助かります。色々な会社から言われることをちょっと言わしてもらいました。

◆会長

はい、本当に発達障害の問題というのは大きな問題になっているんですけども、まだまだ制度の方が追いついていないということがあります。その他何かありませんか。

◆委員

知的障害者福祉協会です。個別のアンケートはとってもらっているのですが、当会として知的障害をお持ちのみなさんの要望をどこでどう出せばいいのか、その辺が分からないのですが。

◇古南障害課長

計画を立てる上でこういうところの視点をいれるべきだというご意見があれば言っていただければと思います。計画についてはまだまだ何回も審議がありますので。

◆委員

すみません。これからデザインを発注されるということなんですが、対象者がすごくたくさんになると思いますので、「ハートフル」とかそれぐらいだとまだわかると思うんですけども、「パーキングパーミット」だったら何なんだろうということになると思います。だから使う側からも優先順位を考えられるような、「思いやり」とかわかりやすいほうが、私が今本当に使わないといけないでしょうか、と問いかけになって良いのでは、と内部障害者からしたら思う所があります。それから、今障害者のマークはホームセンターなんかでも売っていますので、そういう所で買って貼っていれば停められるんだっていう声をスーパーなどに行くとよく聞きますので、そういう管理の徹底をしていただければと思います。よろしく願います。

◆会長

はい、それでは大体時間もきましたので、この辺りで終わりということにさせていただきます。会長の後を継いでまだまだ不手際が多かったですが、ご協力ありがとうございました。事務局の方にお返しいたします。

◇障害福祉課矢吹総括参事

小池会長、議事進行いただき本当にありがとうございました。この施策推進協議会なんですけど、次回第2回の協議会を9月2日の午後2時から予定しております。場所もこの会場になりますので、追って開催案内等を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の皆さんも本日は長時間に渡りありがとうございました。お気をつけてお帰りください。